

令和 7 年度～令和 11 年度

浅瀬石川二期農業水利事業

浅瀬石川統合頭首工建設工事

現 場 説 明 書

東北農政局 津軽土地改良建設事務所

1. 一般事項

別紙－1「一般事項」のとおり。

2. 契約の保証について

別紙－2「契約の保証について」のとおり。

3. 国庫債務負担行為契約事項

本工事は、国庫債務負担行為契約事項として、令和7年度から令和11年度までの5会計年により施工するものである。

4. 特約事項

(1) 請負契約書第40条第1項に規定する「各会計年度の支払限度額」及び第2項に規定する「各会計年度の出来高予定額」の割合は、下表のとおりである。

年度	支払限度額の割合	出来高予定額の割合
令和7年度	26.1%	29.0%
令和8年度	23.9%	26.5%
令和9年度	14.9%	16.5%
令和10年度	13.7%	15.2%
令和11年度	21.4%	12.8%

※本工事は、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に各年度の支払限度額を変更し、前倒しで既済部分払等の支払いを可能とする「事業加速円滑化国債」を採用する。

(2) 請負契約書第40条第1項に規定する「各会計年度における請負代金の支払いの限度額」が最終年度を除き出来高予定金額の90%以内とする。

5. 部分払及び中間前金払

(1) 部分払もしくは中間前金払のいずれかを選択し、工事請負契約書で約定するものとする。

(2) 工事請負契約書に規定する「部分払」の回数は、下表のとおりとする。

年度	部分払回数
令和7年度	2回以内（うち1回は年度末完成払） （年度末完成払のほかは、中間前金との選択）
令和8年度	2回以内（うち1回は年度末完成払） （年度末完成払のほかは、中間前金との選択）
令和9年度	2回以内（うち1回は年度末完成払） （年度末完成払のほかは、中間前金との選択）
令和10年度	2回以内（うち1回は年度末完成払） （年度末完成払のほかは、中間前金との選択）

年度	部分払回数
令和 11 年度	1 回以内（中間前金との選択）

6. 施工年度の概要

本工事の出来高予定は、特約事項の範囲であるが、概ね別紙－3 の年度区分を目標に工事進捗を図るものとする。

7. 特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等

- (1) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号、以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、工事の落札者は、建設リサイクル法第 12 条に基づく説明書（農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）工事関係書類様式（様式 12－1 及び様式 12－1 別表 1～3 のうち該当様式））を落札決定後直ちに発注者に提出し、その内容の説明を行わなければならない。

- (2) また、建設リサイクル法第 13 条に基づき、請負契約の当事者が、①分別解体等の方法、②解体に要する費用、③再資源化等をする施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用を工事請負契約書に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならないため、共通仕様書工事関係書類様式（様式 13－1 及び 13－2－①～③のうち該当様式）を(1) の説明書と同時に提出し、その内容の説明を行わなければならない。

- (3) なお、工事請負契約書に記載する内容は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者の示す施工方法と別の方法が記載された場合でも変更とはしないものとする。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない場合は、発注者と協議するものとする。

8. 「工事書類の簡素化」について

農林水産省農村振興局が所管する直轄土地改良事業等の請負工事における受注者の業務及び発注者の監督・検査の合理化を目的に「提出書類の見直し」、「様式の統一」などを行い、工事書類の簡素化を図るため、土木工事等共通仕様書などの基準等が平成 26 年 3 月 28 日に改正された。

これに合わせ、平成 26 年 4 月より農林水産省ホームページに提出書類様式を編集可能な形式（Word、Excel）で掲載、ダウンロードを可能とすることで、受注者の利便性の向上を図っている。

なお、上記の土木工事等共通仕様書などの改正内容、提出書類書式及び「工事書類の簡素化」についての概要は、農林水産省ホームページ https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyosyo/ に掲載されているので確認されたい。

9. 被災地域における被災農林漁家等の就労機会の確保について

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、地震又は台風等被災地域における被災農林漁家等の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災農林漁家等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。
- (2) 被災地域における被災農林漁家等の雇用実績等を把握するために、以下の内容で調査を行うので、受注者は協力すること。
 - 1) 工事着手時点における雇用見込人数
 - 2) 月毎の雇用実績人数

10. 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、契約担当官等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて別紙－4により通知するものとする。

11. 積算工種区分等について

本工事の土木工事予定価格積算における工種区分等については、「土地改良事業等請負工事積算基準」（農林水産省農村振興局制定）に基づき、次のとおりとしている。

- (1) 工種区分：その他土木工事（1）
- (2) 施工地域区分：補正なし
- (3) 契約保証費：計上する
- (4) 冬期補正（歩掛）：なし
- (5) 冬期補正（現場管理費）：0.53%
- (6) 豪雪補正：10%
- (7) 亜熱帯補正：なし
- (8) 週休2日補正：4週8休以上（月単位）
- (9) 熱中症対策補正（現場管理費）：0.00%
- (10) 現場環境改善費の計上：する
- (11) 3次元出来形管理補正（現場管理費）：補正なし
- (12) 3次元出来形管理補正（共通仮設費）：補正なし
- (13) 単価期：令和7年6月期単価

12. 工期について

本工事の積算上の工期は、令和7年8月1日～令和12年3月29日（1,702日間）としている。

13. 施工について

(1) 施工歩掛

「令和7年度土地改良工事積算基準（農林水産省農村振興局制定）（以下「積算基準」という。）」に記載のない歩掛については、別紙－5のとおり考えている。

(2) 仮置場

- 1) 発生土の片道運搬距離は、平均的に次のとおり考えている。

左岸施工場所から左岸高水敷仮設ヤード L=0.3km 以下

左岸施工場所から左岸側仮設ヤード L=0.5km 以下

左岸施工場所から右岸側仮設ヤード L=5.5km 以下

右岸施工場所から右岸高水敷仮設ヤード L=0.3km 以下

右岸施工場所から右岸側仮設ヤード L=0.5km 以下

右岸施工場所から左岸側仮設ヤード L=5.5km 以下

- 2) 発生土を仮設ヤードで保管する際は、土砂仮置場までの運搬費及び整地費を計上している。

- 3) 左岸側及び右岸側仮設ヤードに敷設する安定シート（透水性）は全損とし、規格は下表のとおり考えている。

名称	材質	引張強度
安定シート	ポリプロピレン(P.P)系織布	980N/5cm

(3) 建設資材廃棄物の処理

特別仕様書第9章3. に示す処理施設までの片道運搬距離及び処分費は、下表のとおり考えている。

なお、運搬距離については、取り壊し量が多い右岸を起点としている。

建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	運搬距離	処分費
有筋コンクリート	北砲興発（株）	黒石市富田 123	5.7km 以下	1,000 円/t
無筋コンクリート	北砲興発（株）	黒石市富田 123	5.7km 以下	500 円/t
アスファルト殻	北砲興発（株）	黒石市富田 123	6.0km 以下	500 円/t
廃プラスチック材 （土木シート・遮 水シート）	（株）丸勝小野 商事	南津軽郡田舎館村大 字高樋字川原田 35- 1	7.0km 以下	100,000 円/ t
廃プラスチック材 （土木シート・遮 水シート以外）	（株）丸勝小野 商事	南津軽郡田舎館村大 字高樋字川原田 35- 1	7.0km 以下	100,000 円/ t

建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	運搬距離	処分費
木くず（伐開物）	(株)新岡組	北津軽郡鶴田町大字 廻堰字大沢 81-188	36.5km 以下	18,000 円/t

(4) 水替工

排水ポンプの運転日数は別紙－6 のとおり考えている。

(5) 濁水処理装置

1) 濁水処理装置の運転日数は下表のとおり考えている。

年度	施工場所	日数	備考
令和 7 年度	左岸仮締切内	105 日	2 台
令和 8 年度	左岸仮締切内	118 日	2 台
令和 9 年度	右岸仮締切内	101 日	2 台
令和 10 年度	右岸仮締切内	121 日	2 台
令和 11 年度	右岸仮締切内	107 日	2 台

2) 濁水処理設備の設置及び撤去、保守点検は「国土交通省土木工事積算基準（令和 7 年度版）仮設工⑭濁水処理工（一般土木工事）」に基づくもので考えている。

3) 濁水処理に使用する濁水処理装置 1 台当たりの薬剤添加量は下表のとおり考えている。

薬剤名	添加量 (kg/日)
無機凝集剤	95
高分子凝集剤	1
炭酸ガス	0.16

(6) 足場工及び支保工

各年度の足場工の数量内訳は下表のとおり考えている。

タイプ 年度	枠組足場	単管傾斜足場	支保工
令和 7 年度	1,285 掛 m2	—	384 空 m3
令和 8 年度	1,543 掛 m2	19 掛 m2	753 空 m3
令和 9 年度	770 掛 m2	—	1,042 空 m3
令和 10 年度	726 掛 m2	—	216 空 m3
令和 11 年度	677 掛 m2	—	475 空 m3

(7) 仮設材

1) 鋼矢板の供用日数は下表のとおり考えている。

使用場所	規格	年度	供用日数	備考
左岸土留矢板	5 L 型	令和 7 年度	150 日	令和 9 年度末まで存置 (修理費及び損耗費は令和 9 年度で計上)
		令和 8 年度	365 日	
		令和 9 年度	365 日	
右岸土留矢板	4 L 型	令和 8 年度	210 日	
右岸土留矢板	4 L 型	令和 9 年度	150 日	

2) 敷鉄板の供用日数は別紙－ 7 のとおり考えている。

3) 調達地からの片道運搬距離は下表のとおり考えている。

なお、仮設材の輸送費については、片道（復路）分に冬期割増率 0.2 を計上している。

資材名	調達地	運搬距離
鋼矢板 4 L 型	宮城県仙台市	L=340km 以下
鋼矢板 5 L 型	東京都新宿区	L=690km 以下
敷鉄板	青森県青森市	L= 40km 以下

※「土地改良事業等請負工事積算基準等の運用について（積算基準 P1031）」に基づき、200km を超える場合は 20 km までを増すごとに運賃を加算している。

4) 仮締切で使用し撤去したハット型矢板等の保管先は、左岸側仮設ヤードを考えている。

5) ハット型矢板の継手加工は、62,800 円/枚を計上しており、整備費、添接板材料費、胴継加工費用を含むことで考えている。なお、加工場所は青森市内を考えており、往復運搬費を別途計上している。

(8) 重建設機械分解組立輸送等

分解組立輸送が必要な重建設機械の数量は下表のとおり考えている。

1) 令和 7 年度

重建設機械名	工種	台数
バイプロハンマ（クローラクレーン油圧駆動式）50～55t 吊	鋼矢板打設（試験施工）	2 台
クローラクレーン 50～55t 吊	仮締切矢板打設時	2 台
クローラクレーン 50～55t 吊	仮締切矢板引抜時	2 台
油圧式杭圧入引抜機（5L 型、6L 型硬質地盤用）	仮締切矢板打設時	2 台
油圧式杭圧入引抜機（ハット型硬質地盤用）	仮締切矢板打設時	2 台
油圧式杭圧入引抜機（ハット型ノンステージング引抜用）	仮締切矢板引抜時	2 台
中層混合処理機		1 台

2) 令和8年度

重建設機械名	工種	台数
バイプロハンマ（クローラクレーン油圧駆動式）50～55t 吊	仮締切矢板打設	2 台
バイプロハンマ（クローラクレーン油圧駆動式）50～55t 吊	遮水矢板打設	1 台
クローラクレーン 50～55t 吊	仮締切矢板引抜時	2 台
油圧式杭圧入引抜機（4型硬質地盤用）	左岸土留矢板打設時	1 台
油圧式杭圧入引抜機（5L型、6L型硬質地盤用）	右岸土留矢板打設時	1 台
油圧式杭圧入引抜機（5L型、6L型硬質地盤用）	左岸土留矢板打設時	1 台
油圧式杭圧入引抜機（ハット型ノンステージング引抜用）	仮締切矢板引抜時	2 台

3) 令和9年度

重建設機械名	工種	台数
バイプロハンマ（クローラクレーン油圧駆動式）50～55t 吊	遮水矢板打設	1 台
油圧式杭圧入引抜機（4型硬質地盤用）	右岸導水路土留矢板打設時	1 台
油圧式杭圧入引抜機（5L型、6L型硬質地盤用）	左岸土留矢板打設時	1 台

4) 令和10年度

重建設機械名	工種	台数
バイプロハンマ（クローラクレーン油圧駆動式）50～55t 吊	遮水矢板打設	1 台
バイプロハンマ（クローラクレーン油圧駆動式）50～55t 吊	仮締切矢板打設	2 台
クローラクレーン 50～55t 吊	仮締切矢板引抜時	2 台
油圧式杭圧入引抜機（ハット型ノンステージング引抜用）	仮締切矢板引抜時	2 台

5) 令和11年度

重建設機械名	工種	台数
バイプロハンマ（クローラクレーン油圧駆動式）50～55t 吊	仮締切矢板打設	2 台
クローラクレーン 50～55t 吊	仮締切矢板引抜時	2 台
油圧式杭圧入引抜機（ハット型ノンステージング引抜用）	仮締切矢板引抜時	2 台

別紙－ 1

一般事項

1 労働災害の防止について

既に、労働省労働基準局長より「建設業における労働災害防止対策の徹底について」（昭和 53 年 12 月 15 日付基発第 687 号）で、建設業関係団体に通知されているところであるが一層徹底するよう努めること。

- (1) 工事の計画段階における安全性の検討
- (2) 技術管理の徹底
- (3) 安全衛生に関する責任体制の確立
- (4) 工程の適正化

2 元請、下請関係の合理化について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払い等の適正化（請負代金の支払をできる限り早くすること、できる限り現金払とすること及び手形で支払う場合、手形期間は 60 日以内でできる限り短い期間とすること等）、適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

3 適正な工事施工の確保について

- (1) 受注者は、工事請負契約書第 6 条（一括委任又は一括下請負の禁止）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 12 条（一括下請負の禁止）の規定に抵触する行為が行われることのないようこれを厳守すること。
- (2) 受注者は、工事現場に設置が義務づけられている専任、主任技術者等については、適切な資格、技術力等を有する者を配置すること。
- (3) 発注者は、農林水産省制定「土木工事共通仕様書」第 1 編第 1 章第 1 節総則 1－1－14 及び「施設機械工事等共通仕様書」第 1 編第 1 章第 6 節履行報告ほか 1－6－3 に基づき、受注者から提出された施工体制台帳と工事現場の施工体制が合致しているかどうかの点検を行う場合があるので、これに応ずること。

4 労働福祉の改善等について

建設労働者の福祉の向上を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

5 建設業退職金共済制度について

- (1) 建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という）に加入するとともに、建退共制度の対象となる労働者に係る共済証紙（以下「証紙」という）を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付するものとする。
- (2) 受注者は、土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書の規定に基づき、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という）を工事契約締結後 1 ヶ月以内に発注者に提出すること。

ただし、この期限内に収納書を提出できない特別の事情がある場合においては、あらかじめその事由及び証紙の購入予定を併せて申し出ること。

- (3) 受注者は、(2)の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合などにおいて、証紙を追加購入したときは、当該証紙に係る収納書を工事完成時までに提出すること。

なお、(2)の申し出を行った場合又は請負代金の増額変更があった場合において、証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

- (4) 発注者は、証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、関係資料の提出を求めることがある。
- (5) 受注者は、下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象となる労働者に係る証紙をあわせて購入し現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに証紙の購入及び貼付を促進すること。
- (6) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、証紙を共済手帳へ貼付するなどの事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。
- (7) 受注者は、勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部から工事現場に建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識の掲示について要請があった場合には、特別の事情がある場合を除き、これに協力すること。
- (8) 建退共制度に加入せず、又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがある。

6 ダンプ・トラック等による過積載等の防止について

- (1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- (4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプ・トラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (7) 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

7 公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について

建設投資の低迷や金融機関による不良債権処理の加速等により、建設業は非常に厳しい環境に直面し、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者は資金繰りの悪化及び連鎖倒産等の問題に直面していることを踏まえ、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に係る事務取扱いについて」において、従来から実施してきた下請セー

フティネット債務保証事業の対象範囲の拡大が図られたので、適切な運用に努めること。

8 不法無線局について

不法無線局（電波法に基づく免許を受けずに開設した無線局）を設置した車両は工事現場周辺他で電波障害等を引き起こすため、受注者は電波法令を厳守すること。

なお、受注者は、地方総合通信局から協力要請があったときは、これに協力すること。

9 違約金

本契約に関し、受注者が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第 48 条の 2 第 1 項又は第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 受注者の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 89 条第 1 項に規定する刑が確定したとき。

また、受注者が上記の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

10 低入札価格調査を受けた者との契約にかかる契約の保証に係る契約保証金の額

予算決算及び会計令第 86 条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）を受けた者との契約にかかる契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10 分の 3 以上とすること。

11 低入札価格調査を受けた者との契約に係る前金払の金額

低入札価格調査を受けた者との契約に係る前金払の金額は、請負代金額の 10 分の 2 以内とすること。

12 間伐材等木材の利用促進について

農林水産省は、公共建築物等における木材の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）を推進するため、平成 22 年 12 月 28 日に策定した「新農林水産省木材利用促進計画」に基づき、木材利用の促進を図ることとしている。

ついては、工事用の看板や標識、残存型枠及び木柵等の工事については間伐材等木材利用の促進に努めること。

13 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

14 一次下請業者への支払について

一次下請業者に対する工事代金の支払は、速やかに現金又は60日以内の手形で行うものとする。

15 低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について

- (1) 開札の結果、予決令第86に規定する調査（以下、「低入札価格調査」という。）の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成18年4月25日付け18農振第177号農村振興局整備部長名）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

①監督体制の強化等

ア 施工体制の点検

施工体制台帳提出時に施工体制の確保を図るため、主として、一般管理費、現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請する場合がある。

さらに、「施工段階における確認マニュアル（一部改正）」（平成18年3月31日付け事務連絡農村振興局設計課施工企画調整室長名）等に基づき、重点的な工事監督を実施する。

なお、事前通告をしないで点検することがある。

イ 下請け契約状況の調査

低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出し、その後契約内容の詳細について提出を求める場合がある。

なお、事前通告をしないで点検することがある。

ウ 受注者側技術者の増員について

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が低入札価格調査対象工事となった場合、受注者は東北農政局管内直轄工事において、本入札公告を行った日から過去2年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、主任（監理）技術者と同等の要件を満たす別の技術者1名を専任で現場に配置させることとし、低入札調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。

なお、当該資料の提出がなかった場合は、落札決定しない場合がある。

(ア) 工事成績70点未満の評定を通知された者。

(イ) 発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。

(ロ) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長もしくは監督職員から書面による警告もしくは注意の喚起を受けた者。

(ハ) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

②発注方式（特定調達対象工事に記載する）

「政府調達に関する協定」の適用を受ける工事の場合で、当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定

がある場合で、低入札価格調査対象工事となった場合は、当初工事の契約時において合意した単価等を後工事の積算で使用するものとする。

(2) 全ての低入札価格調査の対象工事（以下「対象工事」という。）を対象として、次に示す対策を試行的に実施する。

① 対象工事について、(1)に示す次のア～ウの段階において、監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じ②及び③に示す対策を講ずる。

ア 施工確認段階

イ 施工体制点検段階

ウ 下請け契約状況調査における下請け支払い状況の調査段階

② ①に示す文書指示を受けた場合、以降の1年間において東北農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の加算点等を減点する。

（総合評価落札方式の場合）

1年間にわたり、当該企業の総合評価落札方式に係る加算点を50%減ずる。

③ ①に示す文書指示の回数が2回に達した場合、東北農政局管内の別の新規工事（「政府調達に関する協定」の適用を受ける工事を除く。）において、次の入札参加制限を講ずる。

- ・対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間、東北農政局管内の他の新規工事に係る入札参加を制限する。

- ・対象工事が2箇年以上にわたる工事については、文書指示が2回累積した日から1年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を受けた場合は、その時点で同様の措置を改めて講ずる。

④ 当該対象工事の工事成績が65点未満の場合、評定通知日から1年間、②と同様の措置を講ずる。

契約の保証について

- (1) 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局歳入歳出外現金出納官吏 総務部会計課 課長補佐（主計） 佐藤 淳一」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官 東北農政局総務部会計課課長補佐（主計） 佐藤 淳一」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は、公共工事の前払金保証事業に関する法

律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

（イ）保証書の宛名の欄には、「支出負担行為担当官東北農政局長 菅家 秀人」と記載するように申し込むこと。

（ウ）保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

（エ）保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に、記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

（オ）保証金額は、契約保証金の金額以上であること。

（カ）保証期間は、工期を含むものとする。

（キ）保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後６ヶ月以上確保されるものとする。

（ク）請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱については契約担当官等の指示に従うこと。

（ケ）受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第２９条の１０の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

（コ）受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成后、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

（ア）公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

（イ）公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官東北農政局長 菅家 秀人」と記載するように申し込むこと。

（ウ）証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

（エ）保証金額は、請負代金額の１０分の３の金額以上とする。

（オ）保証期間は、工期を含むものとする。

（カ）請負代金額を変更する場合又は工期を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

（キ）受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第２９条の１０の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

（ア）履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

（イ）履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

（ウ）保険証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官東北農政局長 菅家 秀人」と記載す

るように申し込むこと。

(エ) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

(オ) 保険金額は、請負代金額の10分の3の金額以上とする。

(カ) 保険期間は、工期を含むものとする。

(キ) 請負代金額を変更する取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

(ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1) の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

(3) その他

保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等（契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。）の提出又は寄託に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置（以下「電磁的方法による提出」という。）を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス（電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。）上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。）及び認証情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。）を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。

別紙－ 3

施工年度の概要

工種名	構造物名	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
堰柱工	P1堰柱		○			
	P2堰柱		○			
	P3堰柱					○
	P4堰柱				○	
構造物取壊し	構造物取壊し	○		○	○	
堰体工	上流エプロン		○			○
	洪水吐扉体床板		○			
魚道工	左岸魚道		○	○		
	右岸魚道				○	
取水導水路工	取水工導水路	○	○	○	○	
遮水矢板工	遮水矢板工		○	○	○	
護岸工	左岸上流護岸	○				
	左岸下流護岸			○		
	右岸上流護岸				○	○
橋梁下部工	橋梁下部工	○				
付帯工	右岸施設取付工		○			

令和 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇殿

所在地
名称
代表者名 (押印不要)

通 知 書

下記のとおり、建設業法第20条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名: _____

- ☐ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
(建設業法施行規則第13条の14第2項第1号)

発生するおそれのある事象: (例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先: (例) 報道等のURLを又はファイルを添付

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載
- ☐ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰
(建設業法施行規則第13条の14第2項第2号)

発生するおそれのある事象: (例) 〇〇地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先: (例) 報道等のURLを又はファイルを添付

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

以上

その他連絡事項 (空欄可) (自由記述: 上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等)

- (注) 1. 本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
2. 本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から契約締結までに提出するものとする。
3. 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）
4. 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。
5. 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。

別紙－ 5
施工歩掛一覧表

(1) バイブロハンマ工（ハット形鋼矢板打設）

（1日当り）

名称	規格	数量	単位
土木一般世話役		1.00	人
とび工		2.00	人
普通作業員		1.00	人
バイブロハンマ（単体）	電動式 ハット形900用 起振力0～475kN 振動周波数17-20Hz	1.00	日
クローラクレーン	50～55t 排対型2014	1.00	日
軽油	パトロール軽油	76.00	L
運転手（特殊）		1.00	人
諸雑費	上記合計金額に乗じる	16	%

※諸雑費は、共下がり防止及び導材（ガイド）用溶接棒、電気溶接機損料、導材（ガイド）賃料、施工機械足場用の敷鉄板賃料、陸上部での付属機材等の現場内小運搬に関する経費、電力に関する経費等の費用である。

<日当たり作業量>

（枚/日）

条件	2年目	3年目	4年目
打設	35	22	37

<日当たり供用日>

バイブロハンマ（単体）	電動式 ハット形900用 起振力0～475kN 振動周波数17-20Hz	1.31	供用日
クローラクレーン	50～55t 排対型2014	1.31	供用日

(2) プレキャスト魚道隔壁据付工

（10個当り）

名称	規格	数量	単位
土木一般世話役		0.80	人
特殊作業員		3.50	人
諸雑費	労務費合計金額に乗じる	2	%
ラフテレーンクレーン	60t	0.50	日

※諸雑費にはレバブロック損料を含む

(3) 玉石張りブロック据付工

（1個当り）

名称	規格	数量	単位
普通作業員		0.040	人
土木一般世話役		0.019	人
特殊作業員		0.019	人
ラフテレーンクレーン	25t 油圧伸縮ジブ型 排対型3次	0.019	日
連結金具	根固めブロック用 φ16	0.099	個

(4) ベンチフリューム据付工（BF-350 L=2000）

（10m当り）

名称	規格	数量	単位
土木一般世話役		0.20	人
特殊作業員		0.20	人
普通作業員		0.40	人
トラッククレーン	4.9t吊 油圧伸縮ジブ型	0.20	日
諸雑費	上記合計金額に乗じる	9	%

※諸雑費にはコンクリートカッター運転、目地モルタル、フリューム損失分の費用及びコンクリートカッターブレードの損耗費を含む

(5) ベンチフリューム据付工 (BF-500 L=2000)

(10m当り)

名称	規格	数量	単位
土木一般世話役		0.20	人
特殊作業員		0.20	人
普通作業員		0.50	人
トラッククレーン	4.9t吊 油圧伸縮ジブ型	0.20	日
諸雑費	上記合計金額に乗じる	9	%

※諸雑費にはコンクリートカッター運転、目地モルタル、フリューム損失分の費用及びコンクリートカッターブレードの損耗費を含む

(6) ベンチフリューム蓋設置工 (BF-400用 L=1000)

(10m当り)

名称	規格	数量	単位
特殊作業員		0.30	人
普通作業員		0.70	人
トラッククレーン	4.9t吊 油圧伸縮ジブ型	0.30	日

(7) 油圧圧入工 (硬質地盤クリア工法)

(1日当り)

名称	規格	数量	単位
硬質地盤専用圧入機運転	ハット型用 圧入力800kN、引抜き900KN	1.00	日
クローラクレーン	50～55t 排対型3次	1.00	日
土木一般世話役		1.00	人
特殊作業員		1.00	人
とび工		2.00	人
オーガ部品損料		1.45	共用日
アウタービット		0.40	個
パイロットビット		0.10	個
諸雑費	上記合計金額に乗じる	4	%

※諸雑費には施工機械を設置するための敷鉄板賃料、作業ステージ損料、現場内小運搬に関する費用、オーガスクリー・オーガヘッド・ケーシング損料を含む

<日当たり作業量>

(枚/日)

条件	6m以下
打設	8.1

<日当たり供用日>

硬質地盤専用圧入機運転	ハット型用 圧入力800kN、引抜き900KN	1.45	供用日
クローラクレーン	50～55t 排対型3次	1.45	供用日

(8) 油圧引抜工 (ノンステーキング工法)

(1日当り)

名称	規格	数量	単位
油圧式杭圧入引抜機	ハット型用 圧入力1000kN、引抜き1200KN	1.00	日
クローラクレーン	50～55t 排対型3次	1.00	日
クランプクレーン	2.95t×5.0m吊り	1.00	日
パイルランナー運転	5.0t積	1.00	日
ユニットランナー運転		1.00	日
土木一般世話役		1.00	人
特殊作業員		1.00	人
とび工		2.00	人
諸雑費	上記合計金額に乗じる	0.2	%

※諸雑費には施工機械を設置するための敷鉄板賃料、作業ステージ損料、作業足場、搬送用レールブラケットを含む

<日当たり作業量>

(枚/日)

条件	6m以下
引抜	45.9

(9) クランプクレーン運転

(1日当たり)

名称	規格	数量	単位
クランプクレーン	2.95t×5.0m吊り	1.45	供用日
軽油		19.00	L
特殊作業員		1.00	人

(10) パイルランナー運転

(1日当たり)

名称	規格	数量	単位
パイルランナー	5.0t積	1.00	供用日
軽油		19.00	L

(11) クランプクレーン設置・撤去

(1回当たり)

名称	規格	数量	単位
土木一般世話役		0.41	人
特殊作業員		0.83	人
クランプクレーン運転	2.95t×5.0m吊り	0.13	日
クローラクレーン	50～55t 排対型3次	0.24	日

(12) ユニットランナー取付・取外し

(1回当たり)

名称	規格	数量	単位
土木一般世話役		1.27	人
特殊作業員		1.27	人
とび工		2.54	人
硬質地盤専用圧入機運転	ハット型用 圧入力1000kN、引抜力1200KN	0.41	日
ユニットランナー		1.00	日
クローラクレーン	50～55t 排対型3次	1.00	日

(13) 輸送用レール設置・撤去

(1m当たり)

名称	規格	数量	単位
土木一般世話役		0.30	人
とび工		0.60	人
クランプクレーン運転	2.95t×5.0m吊り	0.30	日
パイルランナー運転	5.0t積	0.30	日
鋼矢板	2型	0.96	t
クローラクレーン	50～55t 排対型3次	0.30	日

※鋼矢板（2型）はリースとし、供用日は30日としている。

(14) 自走装置取付・取外し

(1回当たり)

名称	規格	数量	単位
土木一般世話役		0.25	人
特殊作業員		0.25	人
とび工		0.50	人
油圧圧入機運転	ハット型用 圧入力1000kN、引抜力1200KN	0.32	日
クローラクレーン	50～55t 排対型3次	0.32	日
クランプクレーン運転	2.95t×5.0m吊り	0.32	日
ユニットランナー		0.32	日
パイルランナー運転	5.0t積	0.32	日
自走装置		0.32	日

(15) 油圧圧入機据付・解体（硬質地盤用）

(1回当り)

名称	規格	数量	単位
土木一般世話役		1.10	人
特殊作業員		1.10	人
とび工		2.19	人
硬質地盤専用圧入機運転	ハット型用 圧入力800kN、引拔力900kN	0.59	日
クローラークレーン	50～55t 排対型3次	0.90	日

(16) 高密度ポリエチレン管設置（φ1200）

(10m当り)

名称	規格	数量	単位
特殊作業員		0.60	人
普通作業員		1.63	人
トラッククレーン	4.9t吊	0.71	日
高密度ポリエチレン管	φ1200	10.00	m

(17) 仮締切ユニット固定用鋼材取付工（躯体上部）

(1式当り)

名称	規格	数量	単位
土木一般世話役		2.00	人
とび工		4.00	人
溶接工		2.00	人
普通作業員		2.00	人
ラフテレーンクレーン	50～51t	2.00	日
トラック（クレーン装置付き）	ベース4～4.5t積 2.9t吊	2.00	日

(18) 仮締切ユニット固定用鋼材取付工（エプロン接続部）

(1式当り)

名称	規格	数量	単位
土木一般世話役		1.00	人
とび工		2.00	人
溶接工		1.00	人
普通作業員		1.00	人
ラフテレーンクレーン	50～51t	1.00	日
トラック（クレーン装置付き）	ベース4～4.5t積 2.9t吊	1.00	日

(19) 仮締切ユニット設置工（躯体上部）

(1式当り)

名称	規格	数量	単位
土木一般世話役		2.00	人
とび工		4.00	人
溶接工		2.00	人
普通作業員		4.00	人
ラフテレーンクレーン	50～51t	2.00	日
トラック（クレーン装置付き）	ベース4～4.5t積 2.9t吊	2.00	日

(20) 仮締切ユニット設置工（エプロン接続部）

(1式当り)

名称	規格	数量	単位
土木一般世話役		0.75	人
とび工		3.00	人
溶接工		0.80	人
ラフテレーンクレーン	50～51t	0.75	日
トラック（クレーン装置付き）	ベース4～4.5t積 2.9t吊	0.75	日

(21) 仮締切ユニット撤去工（躯体上部）

(1式当り)

名称	規格	数量	単位
土木一般世話役		2.00	人
とび工		6.00	人
溶接工		2.00	人
ラフテレーンクレーン	50～51t	2.00	日
トラック（クレーン装置付き）	ベース4～4.5t積 2.9t吊	2.00	日

※本歩掛には大型土のう20袋の撤去を含む。

(22) 仮締切ユニット撤去工（エプロン接続部）

(1式当り)

名称	規格	数量	単位
土木一般世話役		1.00	人
とび工		2.00	人
溶接工		1.00	人
普通作業員		1.00	人
ラフテレーンクレーン	50～51t	1.00	日
トラック（クレーン装置付き）	ベース4～4.5t積 2.9t吊	1.00	日

別紙－ 6

排水ポンプの運転日数

令和 7 年度

施工場所	日数（日）	数量（箇所）	設置期間
左岸仮締切内	111	2	仮締切設置完了～仮締切撤去開始
堰体床掘箇所	50	2	床掘完了～埋戻開始
左岸上流擁壁床掘箇所上流	50	2	床掘完了～埋戻開始
左岸上流擁壁床掘箇所下流	50	2	床掘完了～埋戻開始
導水路床掘箇所	95	2	床掘完了～埋戻開始
管理橋下部工床掘箇所	29	2	床掘完了～埋戻開始

令和 8 年度

施工場所	日数（日）	数量（箇所）	設置期間
左岸仮締切内	118	2	仮締切設置完了～仮締切撤去開始
堰体床掘箇所上流	97	2	床掘完了～埋戻開始
堰体床掘箇所下流	97	2	床掘完了～埋戻開始
導水路（出水期）	72	2	床掘完了～埋戻開始
導水路（非出水期）	78	2	床掘完了～埋戻開始

令和 9 年度

施工場所	日数（日）	数量（箇所）	設置期間
左岸仮締切内	101	2	仮締切設置完了～仮締切撤去開始
左岸魚道上流床掘箇所	32	2	床掘完了～埋戻開始
左岸魚道下流床掘箇所	32	2	床掘完了～埋戻開始
取水工導水路床掘箇所上流	75	2	床掘完了～埋戻開始
取水工導水路床掘箇所上流	75	2	床掘完了～埋戻開始

令和10年度

施工場所	日数（日）	数量（箇所）	設置期間
右岸仮締切内	121	2	仮締切設置完了～仮締切撤去開始
P 4 堰柱床掘箇所	63	2	床掘完了～埋戻開始
堰体床掘箇所	48	2	床掘完了～埋戻開始
右岸魚道床掘箇所	48	2	床掘完了～埋戻開始
右岸上流護岸床掘箇所	53	2	床掘完了～埋戻開始

令和11年度

施工場所	日数（日）	数量（箇所）	設置期間
右岸仮締切内	107	2	仮締切設置完了～仮締切撤去開始
P 3 堰柱床掘箇所	71	2	床掘完了～埋戻開始
エプロン・取水工吞口床掘箇所	71	2	床掘完了～埋戻開始
右岸上流護岸床掘箇所	42	2	床掘完了～埋戻開始
ブロック張護岸床掘箇所	27	2	床掘完了～埋戻開始

別紙－ 7
敷鉄板の供用日数

令和 7 年度
左岸

施工場所	面積 (m2)	日数 (日)	備考
工事用道路 (下流土砂流出対策)	420	32	リース材 撤去後、矢板施工基地に転用
工事用道路・進入路	426	-	購入材
仮締切矢板施工基地	361	39	リース材 工事用道路 (下流土砂流出対策) より転用
河川内工事用道路	1,174	93	リース材

右岸

施工場所	面積 (m2)	日数 (日)	備考
工事用道路	605.0	-	購入材
	38	136	リース材

令和 8 年度
左岸

施工場所	面積 (m2)	日数 (日)	備考
河川内進入路	461	147	リース材
工事用道路	767	115	リース材

右岸

施工場所	面積 (m2)	日数 (日)	備考
工事用道路 (夏期→撤去)	82	-	購入材 撤去後、工事用道路 (冬期) に転用
工事用道路 (夏期→存置)	631	-	購入材
工事用道路 (冬期)	400	-	購入材
	140	166	リース材

令和 9 年度
左岸

施工場所	面積 (m2)	日数 (日)	備考
河川内進入路	461	-	購入材
工事用道路	253	-	購入材
	514	107	リース材

右岸

施工場所	面積 (m2)	日数 (日)	備考
工事用道路	318	-	購入材

令和10年度
右岸

施工場所	面積 (m2)	日数 (日)	備考
施工基地	364	-	購入材
矢板施工工事用道路	310	40	リース材
	567	-	購入材 撤去後、低水敷進入路に転用
低水敷進入路	243	-	購入材

令和11年度
右岸

施工場所	面積 (m2)	日数 (日)	備考
施工基地	775	-	購入材
矢板施工工事用道路	251	-	購入材 撤去後、低水敷進入路に転用
低水敷進入路	243	-	購入材